

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例が禁止する

不当な取引行為



富山県では、「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し、その中で、悪質商法による消費者被害の未然防止を図るため、新たに事業者による不当な取引行為を5つに類型化して定め、これを禁止しました。

この5つの不当な取引行為については、条例施行規則の別表において詳細に行為類型（55類型）を定め、不当な取引行為を具体化しました。

事業者がこれら不当な取引行為を行っているとき、県は必要な措置をとることにしています。

不当な取引行為の禁止（制度体系）

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

（不当な取引行為の禁止）

第14条

事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかの行為に該当するものとして規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

【勧誘・締結に関する不当な行為】（第1号）

消費者に対し、不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

【契約の内容に関する不当な行為】（第2号）

消費者の利益を不当に害することとなる内容の契約を締結させる行為

【債務の履行に関する不当な行為】（第3号）

消費者又はその関係人に対し、不当な方法を用いて契約（契約の成立又はその内容について当事者間において争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

【契約の解除等に関する不当な行為】（第4号）

消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

【与信契約に関する不当な行為】（第5号）

事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下この号において「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を請求し、若しくは債務の履行をさせる行為

施行規則

（不当な取引行為）

第4条

条例第14条の規則で定める行為は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める行為とする。

別表

区分1

24項目
(P1～5)

区分2

10項目
(P6～8)

区分3

9項目
(P8～10)

区分4

8項目
(P10～12)

区分5

4項目
(P12～13)



契約の勧誘及び締結に関する不当な行為

施行規則 別表区分1

1 商品等の供給の意図を明らかにせず、若しくは商品等の供給以外のことを主要な目的であるかのように告げ、又はそのような内容の広告等により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「床下の無料点検を行う。」と言って消費者宅を訪問し、床下換気扇等の購入を勧める。

2

商品等の供給に際し、事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先を明らかにしないで、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

訪問販売で健康食品を販売し、でたらめの事業者名や電話番号を記載した領収書を渡して帰ってしまう。

3

事実と反して公的な機関、他の事業者又は他の団体若しくは個人と直接又は間接に関係があると告げる等自己の信用について消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「水道局から委託を受けて来た。」と言って消費者宅を訪問し、浄水器の設置を執拗に勧める。

4

商品等の内容、商品等の取引条件その他の消費者が契約の締結の意思を決定する上で重要な事項（次号及び第6号において「商品等に関する重要事項」という。）であって、事業者が保有し、又は保有し得る情報を消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

スポーツクラブの会員権を販売する際に、過剰な会員権販売により既に施設の利用が十分にできない状態であるにもかかわらず、そのことを消費者に告げない。

5 商品等に関する重要事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

必要がない工事であるにもかかわらず「このままではこの家は倒壊する。」と言って住宅補強工事を勧める。

6 商品等に関する重要事項であって将来における不確実な事項について、消費者に断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「当社指定の教材を購入し、当社の指定する資格を取得すれば、月収15万円以上になる。」と説明して契約を締結させたが、実際に資格を取得しても月1万円程度の収入にしかない。

7 商品等の質その他の内容が実際のもの又は他の事業者に係るものに比して著しく優良であると消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

実際の品質に差がないにもかかわらず、消費者が他社から購入した布団を見て、「この布団を使用していると、ますます腰痛がひどくなる。当社の布団は健康によい。」と言って購入を勧める。

8 商品等の価格その他の取引条件が実際のもの又は他の事業者に係るものに比して著しく有利であると消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

実際は、他社の通常価格とさほど変わらない価格であるにもかかわらず、「通常は400万円の工事だが、今回は特別に150万円で施工する。」と言って、屋根の修理工事を勧誘する。

9 商品等の購入、利用、設置等が法令等により義務付けられていると消費者を誤認させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「法律で1年に1回水道の給水管の清掃が義務づけられている。」と言って、清掃工事を勧誘する。

10 消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

認知症の老人に太陽熱温水器やボイラーなど総額 300 万円余りの契約を次々と締結させる。

11 電気通信回線を通じて行う取引において、消費者の誤操作を誘発させることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

インターネット上で興味があるサイトが見つかったのでアクセスした。「入り口」のボタンをクリックしたところ登録扱いとなり、登録料として3万円の請求を受けた。

12 消費者の年齢、収入等契約を締結する上で重要な事項について、消費者に虚偽の記載をすることをそそのかし、又は事実と異なる内容の契約書等を作成して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

18 歳の者に対して契約書に年齢を 20 歳と記載するようそそのかす。あるいは、事業者が勝手に契約書に年齢を 20 歳と記載する。

13 商品等の購入資金に関し、消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比して過大に、金融機関等からの借入れその他の信用の供与を受けることを執ように勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

エステティックの長期契約を、支払えないからと断っているにもかかわらず、「月々 2 万円なら何とかできるでしょう。」とクレジット契約を強要し、勧誘する。

14 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は執ように長時間若しくは反復して、消費者の住居、勤務先等を訪問し、又は消費者に電話をかける等の消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

消費者宅を夜間に訪問し、消費者が勧誘を断っているにもかかわらず上がり込み、商品の購入を勧誘する。

15 路上その他の場所において、消費者の進路に立ちふさがり、又は消費者につきまとして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

路上で消費者にまとわりついたり、腕をつかんで引き留めて、化粧品の購入を勧誘する。

16 消費者が契約を締結しない旨の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「訪問販売お断り」と門扉に掲示しているにもかかわらず、執拗に訪問し、契約を勧誘する。

17 消費者が拒絶の意思を表示したにもかかわらず、又は消費者に拒絶の意思を表示する機会を与えることなく、電気通信回線を通じて一方的に広告等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

消費者が受信拒否の意思表示をしたにもかかわらず、繰り返し広告メールを送信し、契約を勧誘する。

18 消費者がその住居、勤務先等から退去すべき旨の意思を表示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「子供を寝かしつけるので帰ってください。」と消費者が言っているにもかかわらず、夜の10時まで延々と消費者に学習教材の勧誘を続ける。

19 消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を表示したにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

ホテルに設置した催事場に誘い出して着物の購入を勧誘し、消費者が「家族と相談するので帰りたい。」と言っても、数人の従業員が取り囲み強引に引き留めて勧誘を続ける。

20 消費者を威圧するような言動を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

延々と商品説明を続けるので「とにかくいりません。」と言うと、「ここまで説明させて断るとは何事だ。出るところに出てもよい。」とすざまされたので契約した。

21 商品等の供給に関し、当該消費者が従前に関わった取引に係る当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、消費者に不安を抱かせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

倒産した会社のリゾート会員権を所有する消費者に対して、「既払いの会費を取り戻すことができる。そのためには私どもの会に入会する必要がある。」と説明して会費を請求する。

22 消費者又はその親族等の健康又は財産の不安その他の生活上の不安をことさらにあおること等により消費者に不安を抱かせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

「名前の画数が良くない。このままだと早死にする。名前を変えるのが無理なら、印鑑をつくりなさい。」と言って高額な印鑑を購入させる

23 主たる供給目的以外の商品等を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を契約を締結するか否かについて適切に判断することができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

日用雑貨品を無料で配付すると告げて消費者をプレハブの建物に誘引し、なべや洗剤を無償で配付し、消費者を興奮状態に陥らせ、最後に勢いで高額な健康器具を購入する契約を締結させる。

24 親切行為又は無償若しくは著しい廉価での商品等の供給を行うことにより生ずる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

事例

一人暮らしの高齢者宅に上がり込み、話し相手になったり家事の手伝いをするなど親切を装った後、高額な健康器具の購入を勧誘する。

契約の内容に関する 不当な行為



施行規則 別表区分2

- 1** 法律の規定が適用される場合に比して消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させる行為

事例

事業者の故意・過失を消費者が証明した場合に限り損害賠償責任を負う旨の内容の契約を締結させる。

2

- 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する内容の契約を締結させる行為

事例

外国語会話教室の契約で、死亡、海外移住以外は一切解約ができないと規定している契約を締結させる。

3

- 契約に係る損害賠償額の予定、契約に係る違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為

事例

結婚相手紹介サービスにおいて「前払いされた納付金は、理由の如何を問わず一切返金しない。」との条項を盛り込んだ契約を締結する。

4

- 商品等の供給を受ける際の資格を証する会員証等が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる内容の契約を締結させる行為

事例

ビデオレンタルのいわゆる入会契約において「本会会員は、会員証の紛失について事業者に届出た後といえども、当該会員証について有効期間が終了するまでは、第三者の不正使用により発生した損害について賠償する責を有するものとする。」との内容の契約を締結させる。

5 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して消費者の意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為

事例

販売員が「販売実績を上げたいので、支払いは会社ですから名義だけ貸してくれ。」と消費者を説得し、消費者名義のクレジット契約を成立させる。その後消費者が信販会社から請求を受けても事業者は関知しようとしな

6 消費者が行った意思表示と異なる内容を契約書等に記載して、消費者の利益を不当に害することとなる内容の契約を締結させる行為

事例

訪問販売で、「家庭教師派遣の契約」と説明しておきながら、「学習教材の継続的提供」を内容とする契約書を作成する。

7 消費者に不当に過大な量の商品等の供給を受けさせ、又は不当に長期にわたり継続して商品等の供給を受けさせる内容の契約を締結させる行為

事例

一人住まいの高齢者宅を訪問し、必要のない住宅リフォーム工事を1年に6回施す。

8 商品等の供給を受けるための金融機関等からの借入れその他の信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させる行為

事例

販売業者が、収入が不安定な20歳代の若者にクレジットを組ませて、高額な英会話教材を購入する契約を締結させる。

9 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な管轄裁判所を定める内容の契約を締結させる行為

事例

本社を札幌に置いて全国展開をしている事業者が、消費者の提訴又は応訴を妨げる目的で、あえて本店所在地である札幌地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所として定める条項を設けた契約を締結させる。

10 事業者の債務不履行、債務の履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は事業者の当該瑕疵を修補する責任を一方的に免除する内容の契約を締結させる行為

事例

いかなる場合にも、事業者は損害賠償責任及び瑕疵修補責任を一切負わないとする内容の契約を締結させる。

債務の履行に関する不当な行為



施行規則 別表区分3

1 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）に対して、事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先を明らかにしないで、又は偽って、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

消費者の金融機関からの借入について、「金融機関から取立てを依頼されて来た。つべこべ言わずさっさと払え。」と自らの身分を明かさずに返済を求める。

2 消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に、若しくは執ように長時間若しくは反復して、消費者等の住居、勤務先等を訪問し、若しくは消費者等に電話をかける等の不当な方法を用いて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

金融機関への支払いが滞った消費者に対して、深夜に何度も返済を迫る電話をかける。

3 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させ、預金の払戻し、生命保険契約の解約、借入れ等をさせることにより消費者等に金銭を調達させて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

一人住まいの高齢者宅で強引にシロアリ駆除作業を行い、料金を請求し、「今お金がない。」と拒まれると、強引に金融機関に連れて行き、預金を引き出させて代金として支払わせる。

4 正当な理由なく、信用情報機関（消費者の支払能力に関する情報を取り扱う機関をいう。以下同じ。）若しくは消費者等の関係人に消費者等に不利益となる情報を通知し、若しくは当該情報を流布する旨を消費者等に告げ、又はこれらの行為を実行することにより消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

消費者が事業者と解約について争っている最中に、事業者が「支払わなければ、代金を支払わないことを勤務先や親族に通知する。」と言って支払いを強要する。

5 消費者の関係人で法律上支払義務のない者を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく当該者の住居、勤務先等を訪問し、若しくは当該者に電話をかける等の不当な方法を用いて、当該消費者の債務の履行について協力を迫り、又は協力させる行為

事例

消費者の支払いが滞ったため、その実家を訪問して、親族に支払いの肩代わりを迫る。

6 契約の成立、契約の内容等債務の履行を請求するための前提となる事項について消費者等が争っているにもかかわらず、契約の成立若しくは有効性又は債務の履行請求の正当性を一方的に主張して、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

依頼した住宅リフォーム工事が不完全なままであるにもかかわらず、工事は完了したとして一方的に工事の報酬を要求する。

7 消費者に対し、債務が存在しないにもかかわらず、債務が存在するかのよう装って、債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

「電子消費料金未納分請求最終通達書」として「電子通信料が未納なので連絡するように。」と虚偽の内容が記載された葉書が送りつけられてきた。記載されている連絡先に電話をすると指定された口座に5万円振り込むように迫られた。（いわゆる「架空請求」）

8 契約に基づく債務の履行期限が経過しているにもかかわらず、正当な理由なく、当該債務の完全な履行をせず、又は消費者からの当該債務の履行の督促に対して適切な対応をしないで、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

事例

訪問販売により太陽熱温水器を購入させ、「2週間で工事をする。」と言ったにもかかわらず、消費者が何度督促しても放置し、2ヶ月経っても履行しない。

9 継続的に商品等を供給する契約に関し、正当な理由なく、取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止することにより、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

事例

有効期限1年のフリータイムチケット制の英会話スクールを50万円で契約させるが、3か月経過したときに、夜の時間帯の受講希望者が増えて予約がとれにくくなったため、夜の時間帯だけチケットが2枚必要になる旨の文書を一方的に顧客に送りつける。

契約の解除等に関する不当な行為



施行規則 別表区分4

1 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、事実と異なる情報又は消費者を誤認させるような情報を提供して、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

事例

消費者がクーリング・オフできる場合であるにもかかわらず、訪問販売で契約させた布団について、「一度使用した布団はクーリング・オフできないことになっている。」と消費者のクーリング・オフの申し出に応じようとしなない。

2 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は消費者を威迫し、若しくは消費者に対し術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

事例

ハガキでクーリング・オフを申し出ると、消費者宅へ事業者の担当者が押しかけ、「解約されると自分が首になる。支払えなくなったら自分が立て替えるので続けてほしい。」などと懇願して契約の存続を強要する。

3 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、口頭による当該権利の行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

事例

訪問販売で契約させた布団について、消費者が翌日に電話でクーリング・オフを申し出たのに対し、これを承諾したにもかかわらず、10日後に販売員が「自分は書面を受け取っておらず解約には応じられない。」と告げる。

4 消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で、消費者の自発的意思によらないで商品等の使用又は利用をさせ、その使用又は利用を理由として、契約の成立又は存続を強要する行為

事例

化粧品の訪問販売で、「使い方を教えてあげるから一度自分でやってみて。」と消費者に商品を使用させ、その後クーリング・オフを申し出ると、使用を理由としてこれに応じない。

5 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際し、法令上根拠のない手数料、送料等を要求して、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為

事例

訪問販売により、床下換気扇の取付工事を施工し、翌日、消費者がクーリング・オフを申し出ると「復旧工事は、有料になる。」と説明し、クーリング・オフの行使を諦めさせようとする。

6 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出を不当に拒否し、又は消費者に対し解約に伴う不当な損害賠償金、違約金等を要求し、若しくは威迫する等して、契約の存続を強要する行為

事例

2年分の化粧品を半年分ずつ4回に分けて引き渡す契約をさせるが、消費者が肌にあわず使い続けることができないので、残り3回分は解約したいと診断書を添えて申し出ると、「既に2年分買ったことになっているのだから解約できない。」と解約を拒否する。

7 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、又は消費者に対し不当な損害賠償金、違約金等を要求し、若しくは威迫する等して、契約の成立又は存続を強要する行為

事例

未成年の会社員を営業所に呼び出し、親の同意を得ずに高額な英会話教材を契約させるが、1か月後、親に反対されたため契約の取り消しを主張したのに対し、消費者が働いていることを理由にこれを拒否する。

8 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、現状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為

事例

会員権を契約した消費者が、クーリング・オフの権利を行使し、代金の返還を求めると「既払い金は会員カード作成に充てており、返金できない。」と告げる。

与信契約に関する 不当な行為



施行規則 別表区分5

1 与信契約等に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤認させるような情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

事例

一定の期間経過後は変動金利に移行するにもかかわらず、そのことを説明せず、あたかも現在の低金利が最後まで適用されるかのように誤解させ、与信契約の締結を勧誘する。

2 信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

事例

収入が不安定な 20 歳代の若者に、高額な英会話教材を購入するためのクレジット契約を締結させる。

3 販売業者等（事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の行為が 1 の項及び 2 の項の右欄に定める行為のいずれかに該当することを知っていた、又は与信契約等に係る加盟店契約に基づく関係その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していればそのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

事例

布団の訪問販売業者が高齢者に対して不実告知などの不当な取引行為を重ねて行っており、このことについてクレジット会社が通常の加盟店管理を行っていれば知ることができたにもかかわらず、引き続き当該会社の取引に関するクレジット契約の締結を行う。

4 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく訪問し、若しくは電話をかけ、又は消費者に不利益となる情報を信用情報機関に通知する等の不当な方法を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を請求し、又は債務の履行をさせる行為

事例

販売業者が倒産して、購入した商品が納入されないことを理由として、消費者がクレジットの支払い拒絶の抗弁を主張したにもかかわらず、「支払わなければ信用情報機関のブラックリストに載ることになる。」と告げてクレジットの支払いを強要する。



不当な取引行為に対する措置

富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(抜粋)

不当な取引行為に関する調査

第15条

知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の調査を行うに当たって、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

不当な取引行為に関する勧告等

第16条

知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとして認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

不当な取引行為に関する情報提供

第16条の2

知事は、事業者が行う不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該不当な取引行為による被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該不当な取引行為の内容、当該不当な取引行為を行った事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を県民に提供しなければならない。

立入調査等

第32条

知事は、(中略)第15条から第16条の2まで(中略)の規定の施行に必要な限度において、事業者(中略)に対し、その業務に関し報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。(以下略)

公表

第33条

知事は、事業者(中略)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者(中略)の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。

- (1) (略)第16条(中略)の規定による勧告に従わなかったとき。
- (2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。(以下略)

条例に関する問い合わせ

富山県生活環境文化部県民生活課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3129 FAX 076-444-3477 E-mail shouhi@pref.toyama.lg.jp

消費生活に関する相談

富山県消費生活センター

〒930-0805 富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター 1階

TEL 076-432-9233(消費生活相談) 076-433-3252(金融相談)

FAX 076-431-2631

富山県消費生活センター高岡支所

〒933-0045 高岡市本丸町7番1号 本丸会館 1階

TEL 0766-25-2777 FAX 0766-25-2890